

記載要領： 下表の水色欄(部分)を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

事業年度	自 22 年 4 月 1 日	法人コード	A003230
年度	至 23 年 3 月 31 日	法人名	財団法人 新潟県消防協会

別表C(3) 公益目的保有財産配賦計算表

別表C(2) 控除対象財産における1. 公益目的保有財産の各事業への配賦方法を確認するものです。
複数の事業に関連する財産については、配賦基準を明記の上、記載してください。

番号	財産の名称	帳簿価額	配賦基準	公益目的事業会計					収益事業等会計					法人会計												
				公1 消防啓発 促進事業	公2 消防技術 等推進事 業	公3	公4	公5	共通	小計	収1	収2	他		共通	小計										
													消防共済 事業				他2									
1	公益目的事業基金	67,922,044	使用実態	0	0.0%	0	0.0%	0	0	67,922,044	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%			
2	殉職者遺家族援護 基金	1,166,838	使用実態	1,166,838	100.0%	0	0.0%	0	0	1,166,838	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
3																										
4																										
5																										
6																										
7																										
8																										

(上段:配賦の根拠数値、中段:配賦割合、下段:配賦額)(単位:円)

No	1
----	---

事業 年度	自	平成22年4月1日	法人コード	A003230
	至	平成23年3月31日	法人名	財団法人新潟県消防協会

別表C(5) 特定費用準備資金

別表C(2)控除対象財産における 4. 特定費用準備資金の明細となるほか、別表A(1)及びA(2)収支相償の計算における公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整、別表B(5)公益目的事業比率算定に係る計算表における特定費用準備資金当期積立額、別表C(1)遊休財産額の保有制限の判定における特定費用準備資金の公益実施費用額への算入額の算出に用います。

事業 番号	公 10x0a0x0a0x0a	特定費用準備資金の名称 (貸借対照表科目名)	支援費準備積立金
	将来の特定の活動の名称	地震、台風、水害等に対する支援活動	
	当該活動の内容	地震、台風等の大規模災害が発生したときの被災地への支援費及び消防団の派遣が必要な場合の当該消防団等への支援費としての準備金	
	計画期間(事業年度)	平成 22年度 ~ 平成 26年度 (5年間)	
	当該活動の実施予定時期	大規模災害が発生したとき	
	積立限度額の算定方法	中越地震及び中越沖地震等で支援を受けた団体等からの実績を考慮し、当面限度額は600万円としている。	

1. 控除対象財産における特定費用準備資金並びに公益目的事業比率における当期積立額及び取崩額の計算

【計画全体】

年度	利益の繰入割合(※1)		積立額	取崩額	特定費用準備資金の額 (累計)	積立限度額
	50%	50%超				
22	○		4,436,412円		4,436,412円	6,000,000円
23			円	円	4,436,412円	円
24			円	円	4,436,412円	円
25			円	円	4,436,412円	円
26			円	円	4,436,412円	円

※1 当該年度の収益事業等の利益の繰入割合について、該当欄を選択してください。

【当年度】(計画全体のうち、当年度分の数字を転記)

年度	積立額	取崩額	特定費用準備資金の額 (累計)	積立限度額
22	4,436,412円		4,436,412円	6,000,000円



算出した数値を、各事業別に、それぞれ、別表B(5) V (特定費用準備資金当期積立額) に転記してください。
算出した数値を、それぞれ、別表C(1)の特定費用準備資金の公益実施費用額への算入額(19欄)に転記してください。

2. 公益目的事業全体の収支相償における公益資産取得資金の当期積立額及び取崩額の計算

【当年度】 ※2 収支相償上の積立額は、収支相償上の積立限度額の範囲内で記載してください。

年度	収支相償上の 積立限度額	収支相償上の積立額 ※3	収支相償上の特定費用 準備資金得資金の額(累計)
22	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円



収益事業等の利益の50%を公益目的事業財産に繰り入れる場合には、算出した数値を、別表A(1)(収益事業等の利益額の50%を繰り入れる場合)の公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(10欄)(費用)に算入してください。
収益事業等の利益の50%超を公益目的事業財産に繰り入れる場合には、算出した数値を、別表A(2)(収益事業等の利益額を50%を超えて繰り入れる場合)の公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(11欄)(費用)に算入してください。